

平成 30 年度山形県福工連携による安心介護モデル創出事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、介護の現場に、福祉用具や介護ロボット等及び I C T などの先端技術を導入し、効率化、省力化を図り、職員の負担を軽減し、働きやすい職場をすることで、介護人材の定着、新規参入を促進するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に規定するとおりとする。

(1)「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号 以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス、同条第 25 項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）第 4 条の規定による改正後の健康福祉法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス、同項第 3 号に規定する離島等における相当サービス、法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当予防サービス及び同項第 3 号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

(2)「介護事業所」とは、介護サービス事業を行うものをいう。

(3)「企業」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する者及び中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号で規定する中小企業者をいう。

(4)「研究機関」とは、大学、高等専門学校、民間の研究機関等の学術研究を行う機関をいう。

(5)「I C T 企業」とは、業種分類が情報サービス業若しくはインターネット付随サービス業に属する企業又は情報通信技術関連事業を専業とし、県が I C T 企業と認める企業をいう。

(6)「福祉用具等」とは、福祉用具又はロボット技術（センサー、駆動系、知能・制御系の要素技術のいずれか又は複数組み合わせ）を活用し、介護者等の負担を軽減することを目的とする機器をいう。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が目的に沿って行う、次の各号の事業に必要な経費を交付する事業とする。

(1) 山形発福祉用具開発推進事業

介護現場の課題に即した福祉用具等の研究開発や介護事業所での実証実験等に係る事業。採択から事業完了まで最長 3 年。

(2) ICT活用プロジェクト事業

介護事業所とICT企業がチームを組み、ICTの活用（導入）に係る事業。
採択から事業完了まで最長2年。

- 2 補助対象期間は、新規に採択された事業については、第6条に規定する補助金の交付決定が行われた日からその年度の3月末日までとする。ただし、平成29年度に採択された事業（以下、「継続事業」という。）については、当該年度の4月1日から対象とする。
- 3 補助事業者が実施する補助金の対象経費等は別表のとおりとする。
- 4 前項の規定に関わらず、次の各号に定める経費については、交付の対象としない。
 - (1) 既に実施している事業に係る経費
 - (2) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
 - (3) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
 - (4) 機器の設置にかかる建物の改修費

(補助事業者)

第4条 前条第3条各号の補助金の対象事業者（以下、「補助事業者」という。）は、当該各号に定めるところによる。

(1) 山形発福祉用具開発推進事業

県内に補助事業を遂行する事業所を有する企業（以下、「県内企業」という。）又は県内企業と県内の研究機関並びに補助事業遂行のため連携が必要な企業、機関等による連携体とする。

(2) ICT活用プロジェクト事業

県内のICT企業と県内の介護事業所の共同体とする。

- 2 補助対象事業者は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
 - (3) 本店、支店及び事業者の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(補助金の額)

第5条 前条の事業における補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助上限額は別表に定める経費及び額とし、補助金の額は、当該事業に要する経費の2分の1の額と補助上限額のいずれか低い額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

- 2 前項における補助金の額は、当該年度の予算の定める範囲を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に以下の書類を添え、

別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の補助金の交付の申請に当たっては、単年度毎とし、継続事業の場合は、継続申請を行うものとする。
 - 3 補助事業者が連携体及び共同体の場合は、事業全体の管理責任者として代表1者を実施主体として申請を行うものとする。
 - 4 前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下、「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、第6条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

- 第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業区分に要するそれぞれの経費の10分の2を超える増減以外の変更とする。
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第10条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなけれ

ばならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(別記様式第 5 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、規則第 12 条の規定に基づく補助事業等状況報告書を知事の要求があったときは速やかに、事業実施状況調書(別記様式第 6 号)を添付して、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 14 条の規定の基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過する日又は平成 31 年 4 月 15 日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実績書(別記様式第 7 号)

(2) 収支決算書(別記様式第 2 号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たり第 4 条第 2 項ただし書きの「補助金に係る消費税等仕入控除税額」が明らかな場合には、当該消費税等仕入額控除税額を減額して報告しなければならない。

(支払い)

第 14 条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記様式第 9 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返金を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 16 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第 10 号)を設け、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち、規則第 22 条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するときは、あらかじめ行政財産等の処分申請書（別記様式第 11 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

4 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(実施結果の企業化)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得等届出書（別記様式第 12 号）により、知事に届け出なければならない。

(補助事業の経理等)

第 20 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を、他の経理と明確に区分して処理しなければならない。

(成果の発表)

第 21 条 知事は、補助事業により行なった事業の成果について必要があると認められる時は、補助事業者に発表させることができるものとする。

附則

この要綱は平成 30 年 3 月 日から施行する。